

大学院 GUIDE

2025 年度

保健医療学研究科 保健医療学専攻



日本医療大学

Japan Healthcare University

I 建学の精神・基本理念

1 建学の精神

「共生社会の実現」～病める人や障がいがある人を含む全ての人々が自立し、その尊厳が重んぜられ暮らせる社会の実現を目指す～

2 基本理念

人のこころの痛みや思いがわかり、自らも成長していく

3 教育研究上の目的

日本医療大学大学院（以下「本大学院」という。）は、建学の精神に基づき、保健医療分野における学術の理論及び応用を教授・研究し、「北海道の保健医療需要に応える実践力のある人材の育成」「チーム医療指導者の育成」「実践的研究及び教育の推進者の育成」により、質の高い看護、リハビリテーション、診療放射線、臨床検査の知識と技術、連携能力を提供できるリーダー人材を養成することにより、社会の発展と地域社会の保健医療水準の向上に寄与することを目的とします。

II 沿革

2014(平成 26) 年	日本医療大学	開学 保健医療学部看護学科（定員 80 人）開設
2015(平成 27) 年	日本医療大学	保健医療学部リハビリテーション学科 理学療法学専攻（定員 40 人）・作業療法学専攻（定員 40 人）開設
2016(平成 28) 年	日本医療大学	保健医療学部診療放射線学科（定員 50 人）開設
2019(平成 31) 年	日本医療大学	保健医療学部看護学科 定員増（80 人→100 人）
	日本医療大学	保健医療学部リハビリテーション学科 理学療法学専攻 定員増（40 人→80 人）
2020(令和 2) 年	日本医療大学	留学生別科 設置
2021(令和 3) 年	日本医療大学	保健医療学部臨床検査学科（定員 60 人）開設
	日本医療大学	保健医療学部看護学科 定員増（100 人→150 人）
	日本医療大学	保健医療学部診療放射線学科 定員増（50 人→100 人）
2022(令和 4) 年	日本医療大学	保健医療学部臨床工学科（定員 60 人）開設
	日本医療大学	総合福祉学部 開設 介護福祉マネジメント学科（定員 40 人）・ソーシャルワーク学科（定員 80 人）
2023(令和 5) 年	日本医療大学	保健医療学部リハビリテーション学科 理学療法学専攻 定員増（80 人→100 人）
	日本医療大学	通信教育部総合福祉学部ソーシャルワーク学科（定員 100 人）開設
2024(令和 6) 年	日本医療大学	大学院保健医療学研究科保健医療学専攻修士課程（定員 6 人）開設

Ⅲ 3つのポリシー

1 ディプロマ・ポリシー

【各領域共通】

教育理念に基づき、2年以上在籍のうえ、所定の単位を修得し、必要な研究指導を受けた上で修士論文の審査に合格し、次の能力を身につけた者に課程修了を認定し、修士（保健医療学）の学位を授与します。

- (1)人間の尊厳を理解し、高い倫理観と豊かな人間性を身につける。
- (2)多様な文化と価値観を理解し、臨床現場で実践可能な高度専門性を修得する。
- (3)保健医療制度を理解し、多職種間での調整能力を備え、保健医療福祉の多職種チームの一員として地域医療に積極的に関わることができる。
- (4)保健医療に関する高度な知識を修得し、地域医療の課題分析に基づき科学技術の発展や社会情勢の変化を踏まえた研究課題を持ち、探求できる。
- (5)臨床の現場における後進の育成を担える知識・技術及び指導力を身につける。

【各領域で養成する能力】

<高齢者療養支援領域>

- (1)医療・介護の現場における連携・協働が重要な看護学、リハビリテーション学の2分野で知識と技術を相互に修得し、高齢者保健医療を深く掘り下げて、新たな方向性を創造できる研究の遂行能力
- (2)地域の現状と課題、ニーズを適切に把握し、高齢者の健康の保持・増進、疾病予防、福祉の向上に資するための実践的能力

<診断技術領域>

- (1)臨床診断に関連する診療放射線学と臨床検査学の2分野で、診断学に関する最新の知識と技術を相互に理解・修得し、各々の分野における臨床能力を向上させるとともに、両者の連携とチーム医療を推進し、地域医療の診断検査領域の指導者として活躍できる能力
- (2)診療放射線技師と臨床検査技師が共に従事できる共通検査領域である超音波検査とMRI検査の診断・技術を深化する能力

2 カリキュラム・ポリシー

保健医療学研究科（以下「本研究科」という。）では、ディプロマ・ポリシーに基づき、以下の方針のもとに教育課程を全体的に編成し実施します。

- (1)本研究科を構成する看護学、リハビリテーション学、診療放射線学、臨床検査学の知識・技術の相互修得により多職種連携を推進できるカリキュラム編成とする。
- (2)本研究科の研究領域として、「高齢者療養支援領域」と「診断技術領域」の2つの領域を設け、高齢者療養支援領域では看護学とリハビリテーション学で2特論、診断技術領域では診療放射線学と臨床検査学で3特論を設置する。
- (3)上記(2)の研究領域ごとに、研究を推進できるカリキュラム編成とする。
- (4)人の健康増進や診療に関わる基礎的要素を涵養し新たな保健医療学の探求を図る上で必要な幅広い知識が修得できるように、特別研究、専門科目とは別に、共通科目7科目と専門支持科目12

科目を配置する。

- (5)ディプロマ・ポリシーに掲げる知識・技術、後進の育成力を修得するために、選択する研究領域ごとに共通科目、専門支持科目、専門科目を適切に組み合わせることが可能なカリキュラム編成を行う。

3 アドミッション・ポリシー

日本医療大学の理念に基づき、全人的医療を担える、地域社会に貢献する高度専門職業人の育成のため、次のような人材を求めます。

- (1)高度専門医療職として、その知識・技術を社会へ貢献しようという意欲がある人
- (2)保健医療学の課題に関心を持ち、それを解決するために行動しようとする人
- (3)保健医療学を幅広く学ぶために必要な、人文科学・社会科学・自然科学等の基礎知識を有している人
- (4)責任感と倫理観を備え、創造性や社会性、自己統制力及びコミュニケーション能力を兼ね備えた人
- (5)保健医療学分野の指導的役割を担う意欲のある人

IV 科目履修と修了要件について

1 科目履修について

教育課程に基づいて領域ごとに修了要件に定める授業科目を履修し、必要な単位を修得してください。履修届は前期・後期分を合わせて、所定の期日までに事務局（学務グループ）に提出してください。

2 授業の実施方法について

2年間（長期履修制度利用者は3～4年間）にわたる授業の開講計画を示し、研究指導教員の指導のもとに履修計画を作成します。

授業実施時間は、原則として平日の6時限（18:00～19:30）と7時限（19:40～21:10）としますが、止むを得ないと認める科目については、土曜日（9:30～17:00）及び夏季・冬季・春季休業期間中（9:00～17:00）等を利用して集中講義を行うことがあります。

授業は対面のほか、webを活用した遠隔授業等で実施します。特別研究指導については、学生と研究指導教員が協議のうえ、適切な曜日・時間帯に実施します。

3 研究指導について

学生個別の研究指導を行う教員を入学時に決定します。研究指導教員は研究課題についての研究計画の立案、研究計画に基づく研究の遂行、修士論文の作成において指導を行います。

■専任教員（保健医療学研究科 保健医療学専攻）

※職位は大学院

高齢者療養支援領域		診断技術領域		その他関連領域	
職 位	氏 名	職 位	氏 名	職 位	氏 名
教 授	小野 幸子	教 授	品川 雅明	教 授	島本 和明
教 授	佐藤 秀紀	教 授	瀧本 将人	教 授	山崎 公美子
教 授	進藤 ゆかり	教 授	浅沼 広子	教 授	千原 伸也
教 授	溝部 佳代	教 授	竹内 文也	教 授	志渡 晃一
准教授	矢口 智恵	教 授	梅森 祥央	教 授	松本 真由美
		教 授	望月 真希	教 授	樋口 健太
		教 授	福山 篤司	教 授	森口 眞衣
		教 授	原田 邦明	准教授	向井 康詞
		准教授	岡田 一範	助 教	小林 英司

■非常勤講師

氏 名	所 属（職 位）
大西 浩文	札幌医科大学公衆衛生学講座（教 授）

4 修了要件について

本研究科に2年以上在籍し、共通科目10単位以上（必修4単位、選択6単位以上）、専門支持科目8単位以上（必修2単位、領域必修を含む選択6単位以上）、専門科目12単位（選択した領域の特論及び特論演習科目各2単位、特別研究8単位）、合計30単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格した修了者に修士（保健医療学）の学位を授与します。

5 スケジュールについて

(1) 【特別研究に係るスケジュール】

(標準的なスケジュール)

年次	月	学生	指導教員	研究科委員会・倫理委員会
出願		研究計画書 入学試験	事前相談	
1年	4	入学 研究領域および研究指導教員希望	履修指導	領域・指導教員決定、通知
	5	研究課題決定、研究計画書作成、提出 倫理委員会に申請 研究遂行	研究課題、研究指導 研究指導	研究計画書審査 倫理委員会審査
	6			
	7			
	8			
	9			
	10	随時提出、11月期限		随時提出、11月期限
	11			
	12			
	1			履修状況確認
	2			
	3	中間発表会	中間発表会	中間発表会 単位認定
2年	4			
	5			
	6			履修状況確認
	7	中間発表会	中間発表会	中間発表会
	8			
	9			
	10			
	11			
	12			主査・副査決定
	1	修士論文完成、提出	修士論文完成	
	2	論文審査・試験		論文審査・試験
	3	単位認定 研究発表会		研究発表会 修了認定 (学位授与)

(2)【教務日程予定】

教務日程予定 2025 (令和7) 年度 大学院										●未定		(注) 日程は変更される場合があります。							
月	週数	日	月	火	水	木	金	土	大学院行事	月	週数	日	月	火	水	木	金	土	大学院行事
4				1	2	3	4	5	履修登録用紙提出期限3/21	10					1	2	3	4	
	①	6	7	8	9	10	11	12	入学式 4/6		②	5	6	7	8	9	10	11	
	②	13	14	15	16	17	18	19	オリエンテーション4/7		③	12	13	14	15	16	17	18	
	③	20	21	22	23	24	25	26	前期始講 4/8～		④	19	20	21	22	23	24	25	
	④	27	28	29	30				履修登録変更期間4/8～4/11		⑤	26	27	28	29	30	31		
5						1	2	3	創立記念日 5/2 (全学休講)	11								1	
	⑤	4	5	6	7	8	9	10			⑥	2	3	4	5	6	7	8	
	⑥	11	12	13	14	15	16	17			⑦	9	10	11	12	13	14	15	
	⑦	18	19	20	21	22	23	24			⑧	16	17	18	19	20	21	22	
	⑧	25	26	27	28	29	30	31			⑨	23	24	25	26	27	28	29	
												30							
6	⑨	1	2	3	4	5	6	7		12	⑩		1	2	3	4	5	6	
	⑩	8	9	10	11	12	13	14			⑪	7	8	9	10	11	12	13	
	⑪	15	16	17	18	19	20	21			⑫	14	15	16	17	18	19	20	
	⑫	22	23	24	25	26	27	28			⑬	21	22	23	24	25	26	27	
	⑬	29	30									28	29	30	31				
7				1	2	3	4	5	中間発表会7/●	令和8						1	2	3	修士論文提出期日1/30
	⑭	6	7	8	9	10	11	12		1	⑭	4	5	6	7	8	9	10	
	⑮	13	14	15	16	17	18	19			⑮	11	12	13	14	15	16	17	
	⑯	20	21	22	23	24	25	26			⑯	18	19	20	21	22	23	24	
	⑰	27	28	29	30	31					⑰	25	26	27	28	29	30	31	
8							1	2		2		1	2	3	4	5	6	7	後期成績発表2/●
		3	4	5	6	7	8	9				8	9	10	11	12	13	14	
		10	11	12	13	14	15	16				15	16	17	18	19	20	21	
		17	18	19	20	21	22	23				22	23	24	25	26	27	28	
		24	25	26	27	28	29	30											
		31																	
9			1	2	3	4	5	6	前期成績発表9/26	3		1	2	3	4	5	6	7	卒業証書・学位記授与式 3/13
		7	8	9	10	11	12	13	後期始講9/29～			8	9	10	11	12	13	14	中間発表会3/●
		14	15	16	17	18	19	20	後期履修登録変更期間9/29～10/3			15	16	17	18	19	20	21	研究発表会3/●
		21	22	23	24	25	26	27				22	23	24	25	26	27	28	
	①	28	29	30								29	30	31					
前期 4/1～9/30 (学則第24条)										後期 10/1～3/31 (学則第24条)									
曜日 日 月 火 水 木 金 土										曜日 日 月 火 水 木 金 土									
回数 14 15 17 17 15										回数 13 17 16 16 16									
基本となる授業期間 (4/8～7/31)										基本となる授業期間 (9/29～1/30) ただし、12/24～1/4を除く。									
※創立記念日 (5/2は全学休講)										丸数字は、週数を示す。 講義回数の不足分は別途調整。									
丸数字は、週数を示す。 講義回数の不足分は別途調整。																			

6 履修モデルについて

(1) 【高齢者看護支援学】

高齢者の健康問題や社会の動向をグローバルに捉え、高度な専門知識と豊かな臨床経験の両面から、エビデンスに基づいた基礎研究や応用研究を自律的に推進して的確な分析・評価などを行い、地域や保健医療機関等が抱える課題解決に貢献できる実践的リーダーを目指す学生の履修モデルとなっている。この領域では、高齢者看護支援についての最新の知識と技術を学修し、この領域で指導的な役割を担う人材の養成を目的とする。

必修● 領域必修◎ 選択必修○* 選択○

科目区分	授業科目	単位数	履修年次			
			1 年次		2 年次	
			前期	後期	前期	後期
共通科目	専門職連携論	2	●			
	保健医療学研究方法論	2	●			
	医療倫理学	2	○			
	保健医療統計学	2	○			
	保健医療学教育論	2	○			
	生涯発達心理学	2	○			
	公衆衛生と疫学	2	○			
専門支持科目	保健医療学特論	2	●			
	健康科学管理学特論	2		◎		
	高齢者看護学特論	2		○		
	地域・在宅看護学特論	2		○		
	生活機能リハビリテーション学特論	2		○*		
	神経機能リハビリテーション学特論	2		○*		
専門科目	高齢者看護支援学特論	2		○*		
	高齢者看護支援学特論演習	2			○*	
	高齢者看護支援学特別研究（修士論文）	8	○*			

高齢者看護支援に関わる研究課題に取り組むことを希望する学生は、共通科目群（14 単位）のうち、「専門職連携論（2 単位）」、「保健医療学研究方法論（2 単位）」の必修科目 4 単位に加え、「医療倫理学（2 単位）」、「保健医療統計学（2 単位）」、「保健医療学教育論（2 単位）」、「生涯発達心理学（2 単位）」、「公衆衛生と疫学（2 単位）」から 3 科目（6 単位）を選択する。

専門支持科目群（24 単位）では、2 領域 5 特論の研究の現状を学修し、高齢者の健康問題とそれを取り巻く社会環境や制度、看護支援の関係を正しく理解して、専門領域への導入とするため、1 年前期に「保健医療学特論（2 単位）」を必修として学ぶ。また高齢者の病態、リハビリテーションと看護学を学ぶ「健康科学管理学特論（2 単位）」を領域必修とする。併せて、自己の専門性を高めるに留まることなく、リハビリテーション学の視点からも保健医療の課題を捉え、解決する能力を修得できるよう「生活機能リハビリテーション学特論（2 単位）」、「神経機能リハビリテーション学特論（2 単位）」のうち 1 科目を選択必修とする。「高齢者看護学特論（2 単位）」、「地域・在宅看護学特論（2 単位）」から 1 科目を選択する。

高齢者療養支援領域の専門科目群（24 単位）では、高齢者の加齢過程や健康生活を営む対象者の介護予防や生命力を高め生活を支援するための専門的看護実践を深く追求する「高齢者看護支援学特論（2 単位）」を 1 年後期に、「高齢者看護支援学特論演習（2 単位）」を 2 年前期に配置し、高度専門知識・技術について選択必修として学ぶ。これらの成果をまとめ上げ、現場や社会に還元できる知識・技術に発展させる「高齢者看護支援学特別研究（8 単位）」を 1 年前期～2 年後期まで通年で配置し選択必修要件として指導する。

(2) 【高齢者生活機能支援学】

高齢者の健康や保健行動に関する機関や施設で介護予防もしくは、疾病予防に関わる専門的業務に従事するための実践能力を深め、この分野の指導的役割も果たせる多角的な視点を持った高度専門職を目指す学生の履修モデルとなっている。この領域では、高齢者生活機能支援についての最新の知識と技術を学修し、この分野で指導的な役割を担う人材の養成を目的とする。

必修● 領域必修◎ 選択必修○* 選択○

科目区分	授業科目	単位数	履修年次			
			1 年次		2 年次	
			前期	後期	前期	後期
共通科目	専門職連携論	2	●			
	保健医療学研究方法論	2	●			
	医療倫理学	2	○			
	保健医療統計学	2	○			
	保健医療学教育論	2	○			
	生涯発達心理学	2	○			
	公衆衛生と疫学	2	○			
専門支持科目	保健医療学特論	2	●			
	健康科学管理学特論	2		◎		
	生活機能リハビリテーション学特論	2		○		
	神経機能リハビリテーション学特論	2		○		
	高齢者看護学特論	2		○*		
	地域・在宅看護学特論	2		○*		
専門科目	高齢者生活機能支援学特論	2		○*		
	高齢者生活機能支援学特論演習	2			○*	
	高齢者生活機能支援学特別研究(修士論文)	8	○*			

高齢者生活機能支援に関わる研究課題に取り組むことを希望する学生は、共通科目群（14 単位）のうち、「専門職連携論（2 単位）」、「保健医療学研究方法論（2 単位）」の必修科目 4 単位に加え、「医療倫理学（2 単位）」、「保健医療統計学（2 単位）」、「保健医療学教育論（2 単位）」、「生涯発達心理学（2 単位）」、「公衆衛生と疫学（2 単位）」から 3 科目（6 単位）を選択する。

専門支持科目群（24 単位）では、2 領域 5 特論の研究の現状を学修し、高齢者の生活機能と生活機能支援の関係を正しく理解して、専門領域への導入とするため、1 年前期に「保健医療学特論（2 単位）」を必修として学ぶ。また、高齢者の病態、リハビリテーションと看護学を学ぶ「健康科学管理学特論（2 単位）」を領域必修とする。併せて、自己の専門性を高めるに留まることなく、看護学の視点からも保健医療の課題を捉え、解決する能力を修得できるよう「高齢者看護学特論（2 単位）」、「地域・在宅看護学特論（2 単位）」のうち 1 科目を選択必修とする。「生活機能リハビリテーション学特論（2 単位）」、「神経機能リハビリテーション学特論（2 単位）」から 1 科目を選択する。

高齢者療養支援領域の専門科目群（24 単位）では、対象者の介護予防を深く追求する「高齢者生活機能支援学特論（2 単位）」を 1 年後期に、「高齢者生活機能支援学特論演習（2 単位）」を 2 年前期に配置し、高度専門知識・技術について必修選択として学ぶ。これらの成果をまとめ上げ、現場

や社会に還元できる知識・技術に発展させる「高齢者生活機能支援学特別研究（8単位）」を1年前期～2年後期まで通年で配置し選択必修要件として指導する。

(3) 【生命情報医科学】

生命情報医科学における分子生物学として、特に重要なゲノム遺伝子やたんぱく質の構造・解析法の基礎及び微生物同定や薬剤耐性因子解析、がん診断への応用について学修し、この分野の指導的役割も果たせる多角的な視点を持った高度専門職を目指す学生の履修モデルとなっている。この領域では、生命情報医科学についての最新の知識と技術を学修し、この分野で指導的な役割を担う人材の養成を目的とする。

必修● 領域必修◎ 選択必修○* 選択○

科目区分	授業科目	単位数	履修年次			
			1 年次		2 年次	
			前期	後期	前期	後期
共通科目	専門職連携論	2	●			
	保健医療学研究方法論	2	●			
	医療倫理学	2	○			
	保健医療統計学	2	○			
	保健医療学教育論	2	○			
	生涯発達心理学	2	○			
	公衆衛生と疫学	2	○			
専門支持科目	保健医療学特論	2	●			
	画像診断技術学特論	2		◎		
	医療磁気計測工学特論	2		○*		
	医用画像工学特論	2		○*		
	病態腫瘍学特論	2		○		
	生化学特論	2		○		
	分子生物学特論	2		○		
専門科目	生命情報医科学特論	2		○*		
	生命情報医科学特論演習	2			○*	
	生命情報医科学特別研究（修士論文）	8	○*			

生命情報医科学に関わる研究課題に取り組むことを希望する学生は、共通科目群（14 単位）のうち、「専門職連携論（2 単位）」、「保健医療学研究方法論（2 単位）」の必修科目 4 単位に加え、「医療倫理学（2 単位）」、「保健医療統計学（2 単位）」、「保健医療学教育論（2 単位）」、「生涯発達心理学（2 単位）」、「公衆衛生と疫学（2 単位）」から 3 科目（6 単位）を選択する。

専門支持科目群（24 単位）では、2 領域 5 特論の研究の現状を学修し、臨床検査学における生命医科学と臨床検査学の関係を正しく理解して、専門領域への導入とするため、1 年前期に「保健医療学特論（2 単位）」を必修として学ぶ。また、診断に関連する診療放射線学と臨床検査学の共通領域である MRI と超音波診断を学ぶ「画像診断技術学特論（2 単位）」を領域必修とする。併せて、自己の専門性を高めるに留まることなく、診療放射線学の視点からも保健医療の課題を捉え、解決する能力を修得できるよう「医用画像工学特論（2 単位）」、「医療磁気計測工学特論（2 単位）」のうち 1 科目を選択必修とする。「病態腫瘍学特論（2 単位）」、「生化学特論（2 単位）」、「分子生物学特論（2 単位）」から 1 科目を選択する。

診断技術領域の専門科目群（36 単位）では、対象者の介護予防を深く追求する「生命情報医科学特論（2 単位）」を 1 年後期に、「生命情報医科学特論演習（2 単位）」を 2 年前期に配置し、高度専門知識・技術について選択必修として学ぶ。これらの成果をまとめ上げ、現場や社会に還元できる知識・技術に発展させる「生命情報医科学特別研究（8 単位）」を 1 年前期～2 年後期まで通年で配置し選択必修要件として指導する。

(4) 【病態情報医科学】

種々の疾患や病態評価における臨床検査とくに病理検査、臨床化学検査および超音波検査の役割について学修し、現場での連携や円滑な多職種チーム運営を行える実践的なリーダーを目指す学生の履修モデルとなっている。この領域では、診断技術支援についての最新の知識と技術を学修し、この領域で指導的な役割を担う人材の養成を目的とする。

必修● 領域必修◎ 選択必修○* 選択○

科目区分	授業科目	単位数	履修年次			
			1 年次		2 年次	
			前期	後期	前期	後期
共通科目	専門職連携論	2	●			
	保健医療学研究方法論	2	●			
	医療倫理学	2	○			
	保健医療統計学	2	○			
	保健医療学教育論	2	○			
	生涯発達心理学	2	○			
	公衆衛生と疫学	2	○			
専門支持科目	保健医療学特論	2	●			
	画像診断技術学特論	2		◎		
	医療磁気計測工学特論	2		○*		
	医用画像工学特論	2		○*		
	病態腫瘍学特論	2		○		
	生化学特論	2		○		
	分子生物学特論	2		○		
専門科目	病態情報医科学特論	2		○*		
	病態情報医科学特論演習	2			○*	
	病態情報医科学特別研究(修士論文)	8	○*			

病態情報医科学に関わる研究課題に取り組むことを希望する学生は、共通科目群(14単位)のうち、「専門職連携論(2単位)」、「保健医療学研究方法論(2単位)」の必修科目4単位に加え、「医療倫理学(2単位)」、「保健医療統計学(2単位)」、「保健医療学教育論(2単位)」、「生涯発達心理学(2単位)」、「公衆衛生と疫学(2単位)」から3科目(6単位)を選択する。

専門支持科目群(24単位)では、2領域5特論の研究の現状を学修し、臨床検査学における生命医科学と臨床検査学の関係を正しく理解して、専門領域への導入とするため、1年前期に「保健医療学特論(2単位)」を必修として学ぶ。また、診断に関連する診療放射線学と臨床検査学の共通領域であるMRIと超音波診断を学ぶ「画像診断技術学特論(2単位)」を領域必修とする。併せて、自己の専門性を高めるに留まることなく、診療放射線学の視点からも保健医療の課題を捉え、解決する能力を修得できるよう「医用画像工学特論(2単位)」、「医療磁気計測工学特論(2単位)」のうち1科目を選択必修とする。「病態腫瘍学特論(2単位)」、「生化学特論(2単位)」、「分子生物学特論(2単位)」から1科目を選択する。

診断技術領域の専門科目群(36単位)では、対象者の病態情報を深く追求する「病態情報医科学

特論（２単位）」を１年後期に、「病態情報医科学特論演習（２単位）」を２年前期に配置し、高度専門知識・技術について選択必修として学ぶ。これらの成果をまとめ上げ、現場や社会に還元できる知識・技術に発展させる「病態情報医科学特別研究（８単位）」を１年前期～２年後期まで通年で配置し選択必修要件として指導する。

(5)【磁気共鳴医工学】

情報を包括的に評価できる優れた画像診断能力を有し、得られた情報に基づき、医師との適切な治療についての提言やディスカッションを行うなど、現場での連携や円滑な多職種チーム運営を行える実践的なリーダーを目指す学生の履修モデルとなっている。この領域では、診断技術支援についての最新の知識と技能を学修し、この領域で指導的な役割を担う人材の養成を目的とする。

必修● 領域必修◎ 選択必修○* 選択○

科目区分	授業科目	単位数	履修年次			
			1 年次		2 年次	
			前期	後期	前期	後期
共通科目	専門職連携論	2	●			
	保健医療学研究方法論	2	●			
	医療倫理学	2	○			
	保健医療統計学	2	○			
	保健医療学教育論	2	○			
	生涯発達心理学	2	○			
	公衆衛生と疫学	2	○			
専門支持科目	保健医療学特論	2	●			
	画像診断技術学特論	2		◎		
	病態腫瘍学特論	2		○*		
	生化学特論	2		○*		
	分子生物学特論	2		○*		
	医療磁気計測工学特論	2		○		
	医用画像工学特論	2		○		
専門科目	磁気共鳴医工学特論	2		○*		
	磁気共鳴医工学特論演習	2			○*	
	磁気共鳴医工学特別研究（修士論文）	8	○*			

磁気共鳴医工学に関わる研究課題に取り組むことを希望する学生は、共通科目群(14 単位)のうち、「専門職連携論（2 単位）」、「保健医療学研究方法論（2 単位）」の必修科目 4 単位に加え、「医療倫理学（2 単位）」、「保健医療統計学（2 単位）」、「保健医療学教育論（2 単位）」、「生涯発達心理学（2 単位）」、「公衆衛生と疫学（2 単位）」から 3 科目（6 単位）を選択する。

専門支持科目群（24 単位）では、2 領域 5 特論の研究の現状を学修し、現在の画像診断技術領域の中では中核の一つとなっている MRI と他の画像診断との関係を正しく理解して、専門領域への導入とするため、1 年前期に「保健医療学特論（2 単位）」を必修として学ぶ。また、診断に関連する診療放射線学と臨床検査学の共通領域である MRI と超音波診断を学ぶ「画像診断技術学特論（2 単位）」を領域必修とする。併せて、自己の専門性を高めるに留まることなく、臨床検査学の視点からも保健医療の課題を捉え、解決する能力を修得できるよう「病態腫瘍学特論（2 単位）」、「生化学特論（2 単位）」、「分子生物学特論（2 単位）」のうち 1 科目を選択必修とする。「医用画像工学特論（2 単位）」、「医療磁気計測工学特論（2 単位）」から 1 科目を選択する。

診断技術領域の専門科目群（36 単位）では、対象者の磁気共鳴画像法を深く追求する「磁気共鳴医

工学特論（2単位）」を1年後期に、「磁気共鳴医工学特論演習（2単位）」を2年前期に配置し、高度専門知識・技術について選択必修として学ぶ。これらの成果をまとめ上げ、現場や社会に還元できる知識・技術に発展させる「磁気共鳴医工学特別研究（8単位）」を1年前期～2年後期まで通年で配置し選択必修要件として指導する。

V 学生への連絡及び諸手続きについて

1 事務局窓口について

事務局窓口業務時間は、平日（土日祝日を除く）の 9:00～17:00 ですので留意ください。

事務は次のとおりとなっていますので、必要とする所要事項について各担当係へ問い合わせてください。

TEL: 011-351-6100（代表）

担当係	事 項
学務グループ	学籍に関すること。 長期履修に関すること。 教育課程に関すること。 授業、試験及び成績に関すること。
学生支援グループ	日本学生支援機構等の奨学金に関すること。 学生の課外活動に関すること。 学生の健康管理及び生活相談に関すること。 学生の就職に関すること。 学生証及び学生の諸証明に関すること。
管理グループ	入学料、授業料の納付に関すること。 その他会計に係る事務に関すること。

2 学生への連絡

学生への連絡は、原則として、ポータルサイト「日本医療大学 UNIVERSALPASSPORT」または「Outlook」（アカウントは入学時に配付）で行います。掲示を見ない、メールの確認を怠ること
で不利益が生じて、学生の自己責任として扱います。掲示を直接自分で見る、毎日メールの受信
の有無を確認するという習慣を身に付けましょう。また、「Microsoft Teams」等を通じて連絡を行
うこともあります。

学生へ連絡するときは、学籍番号で提示します。

なお、呼び出し連絡を受けた際は、すみやかに大学に連絡してください。

○主な連絡内容

- ・休講、講義変更、試験日程、試験可否など
- ・奨学金に関する事項、就職（求人票）など
- ・学生生活、学内行事に関する事項
- ・研究指導教員や大学院担当教員からの呼び出しや通知

3 休学、復学、退学等の手続き

休学、復学、退学等を希望する学生は、必ず各自の研究指導教員とよく相談して、助言指導を受け
てください。

学生→研究指導教員に相談→事務局窓口で大学院担当職員（学務グループ）から所定用紙の交付を
受ける→願出用紙に必要事項を記入→学務グループへ提出（希望日の 1 ヶ月以上前）

4 学籍情報の変更

大学に届け出ている以下の事項に変更があったときは、すみやかにポータルサイトにて変更の手続きを行ってください（変更発生後 1 週間以内）。この届出を怠ると、大学からの緊急連絡や郵便等に支障をきたします。

[届出事項]

学 生	氏 名	保証人 ・ 保護者	氏 名
	住所（郵便番号の変更も含む）		住所（郵便番号の変更も含む）
	自宅電話番号		自宅電話番号
	携帯電話番号		携帯電話番号
		学 費 負担者	氏 名
			住所（郵便番号の変更も含む）
			自宅電話番号
			携帯電話番号

5 各種証明書の発行

以下の各種証明書の発行については、1 階事務局横に設置された証明書自動発行機で「各種証明書交付願」を発行し、必要事項を記入のうえ、事務局窓口に提出してください。自動証明書発行機で発行できる証明書については、「証明書交付願」は不要です。時間を要する証明書は申請書を事務局窓口に出してください。利用に際し、学生証が必要です。

取扱時間は、原則として土曜日、日曜日、祝日、年末年始を除く、平日の 9 時から 17 時です。

なお、郵送を希望する場合は本学 HP より申請書類をダウンロードし、郵送にて手数料と返信用封筒を同封のうえお申込みください。個人情報の関係から電話では受付けておりません。

種別	申込方法	交付日	手数料
在学証明書	自動証明書発行機	当日	200 円
単位修得証明書			400 円
修了証明書			400 円
学校学生生徒旅客運賃割引証			無料
学生証再交付願	「各種証明書交付願」 を事務局窓口に出	1 週間程度	3,000 円
修了見込証明書		翌日	400 円
成績証明書			400 円
推薦書・調査書		1 週間程度	800 円

VI 校舎内施設の利用について

1 校舎内施設の利用時間

授業以外で校舎内施設が利用できる時間は、特別な許可がない限り、下表のとおりです。

曜日	施設使用時間
平日	8:00～21:30
土日祝日	8:30～17:00 (通用口)

※夏季・冬季休暇、入学試験等期間中は校舎の使用制限があります。

2 図書館の利用

授業以外で校舎内施設が利用できる時間は、特別な許可がない限り、下表のとおりです。

曜日	開館時間	
	月寒本キャンパス	真栄キャンパス
平日	9:00～20:30	9:00～17:00
土曜日	9:00～17:00	閉館

※貸出・返却各種手続きは、閉館 15 分前まで

【休館日】

日曜日、祝日、夏季・冬季休暇（8月中旬、年末年始）、入学試験日、その他館長が認めた日。休館日や開館時間の変更は、ホームページや掲示等でお知らせします。

【利用上の注意】

- ・館内では静かにしましょう。また、他者の迷惑になるような行為は慎んでください。
- ・館内への食べ物の持ち込み・喫食は禁止です。ただし、密閉できる容器に入った飲み物に限り、持ち込んで飲むことは可能です。その際は、机や資料を汚さないようにしてください。
- ・館内でのスマートフォン等での通話は控えてください。
- ・著作権法に抵触するおそれがあるため、館内でのスマートフォン等による撮影は禁止します。資料の複写は設置のコピー機を利用してください。
- ・館内の電源コンセントの私的使用（携帯機器の充電など）はできません。
- ・図書館の資料は丁寧に扱い、書き込み・切り抜きなどはやめましょう。（紛失・汚損した場合は弁償となります。）
- ・貸出手続きを行っていない資料は、館外へ持ち出すことはできません。
- ・資料を延滞した場合は、ペナルティが生じ、延滞した日数分（最大14日間）貸出停止となります。
- ・ルールを守らない場合は、図書館の利用を禁止することがありますのでご注意ください。
- ・かばん類の持ち込みはできますが、貴重品・所持品の管理は各自で行ってください。

【貸出・延長手続き】

貸出・延長は、基本的に自動貸出機で手続き可能です。返却はカウンターで行います。

- ・借りたい資料と一緒に学生証を提示してください。学生証を忘れた場合、図書の貸出はできません。

ん。貸出停止期間中や延滞図書がある場合も、新たな図書の貸出はできません。

- ・禁帯出資料（赤いシールの付いた図書、参考資料など）、雑誌、視聴覚資料等の貸出はできません。館内で利用してください。
- ・他の利用者からの予約がなければ、貸出期間の延長が可能です。返却期間内に延長したい資料と、学生証を持参し、自動貸出機で手続きしてください。もしくは、後述のMy Libraryから手続きできます。

【貸出・延長手続き】

貸出種別		貸出冊数	貸出期間	貸出期間延長	通常貸出との併用
通常貸出		制限なし	2週間	可（1回のみ）	
特別貸出	長期休暇		30日程度	不可	不可
	※特別研究		30日間	不可	可
	※修士論文		30日間	不可	可

注）上記※の貸出には、研究指導教員の許可が必要です。

【返却】

- ・開館時間中の返却手続きはカウンターで行ってください。利用時間外の返却は、図書館前の返却ポストをご利用ください。

【予約・取り寄せ】

- ・利用したい図書が貸出中の場合、予約することができます。希望する方は下記〔My Library〕から申し込むか、カウンターへ申し出てください。貸出可能となりましたらメール等でお知らせします。受け取り期間は1週間です。
- ・別キャンパスの資料を取り寄せることもできます。（目安：1～3日）
希望する方は所属キャンパスの図書館までお問合せください。

【My Library】

My Library とは、図書館のホームページから利用できる個人専用ページです。ログインすることにより、以下の各種サービスが利用できます。

- ・貸出状況の確認
- ・貸出中資料への予約
- ・貸出期間の延長
- ・貸出履歴の確認

ログイン方法等、詳しい利用についてはユニバの案内を確認するか、図書館までお問合せください

【北海道地区大学図書館協議会相互利用サービス】

本学は北海道地区大学図書館協議会相互利用サービスに加盟しています。加盟大学の学生や教職員が他大学図書館を利用する際に、学生証や身分証などの提示によって利用することができます。加盟大学の一覧と、詳しい利用方法等は北海道地区大学図書館協議会相互利用サービスのホームページをご覧ください。

【レファレンス】

レファレンスとは、調査や研究の資料探しのサポートをするサービスのことです。

次のようなことができますので、利用したい方はカウンターに相談してください。

- ・所蔵資料の探し方の相談
- ・データベース等、図書館で提供しているサービスの利用方法についての相談
- ・他の大学図書館への「利用願」（紹介状）の発行などの相談
- ・その他、図書館利用全般についての相談

VII 関係規程

第1章 総 則

(目 的)

第1条 日本医療大学大学院（以下「本大学院」という。）は、建学の理念に基づき、保健医療分野における学術の理論及び応用を教授・研究し、「北海道の保健医療需要に応える実践力のある人材の育成」「チーム医療指導者の育成」「実践的研究及び教育の推進者の育成」により、質の高い看護、リハビリテーション、診療放射線、臨床検査の知識と技術、連携能力を提供できるリーダー人材を養成することにより、社会の発展と地域社会の保健医療水準の向上に寄与することを目的とする。

(自己評価等)

第2条 前条の目的を達成するために、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

(課程及び研究科・専攻)

第3条 本大学院に修士課程を置く。

2 修士課程は、広い視野に立って清深な学識を受け、研究能力または高度な専門知識・技術を有する人材を養成する。

3 本大学院に次の研究科及び専攻を置く。

保健医療学研究科 保健医療学専攻 修士課程

(入学定員・収容定員)

第4条 研究科の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

研究科名	専攻科名	入学定員	収容定員
保健医療学研究科	保健医療学専攻	6 名	12 名

(修業年限及び在学期間)

第5条 本大学院研究科修士課程の標準修業年限は2年とする。ただし、本条に定める修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し修了すること（以下「長期履修制度」という。）ができる。

なお、長期履修制度については、別表1に定めるとおりとする。

2 在学期間は、4年を超えることはできない。但し、学長が教育上特別に必要があると認めた場合は、この限りではない。

第2章 学年、学期及び休業日

(学 年)

第6条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学 期)

第7条 学年を次の2期に分ける。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から3月31日まで

(休業日)

第8条 休業日は次のとおりとする。

(1) 日曜日

- (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (3) 創立記念日（5月2日）
- (4) 春季休業日
- (5) 夏季休業日
- (6) 冬季休業日

2 学長は、前項の規定に関わらず、特別の必要があると認めたときは、臨時に休業日を設け、または休業日の変更や休業日に授業を行うことができる。

第3章 入学、再入学及び転入学

（入学の時期）

第9条 入学・再入学及び転入学の時期は、学年のはじめとする。

2 ただし、特別の事情があり、かつ教育上支障がないときは、この限りではない。

（入学の資格）

第10条 本大学院に入学することができる者は、看護師、理学療法士、作業療法士、診療放射線技師、臨床検査技師のいずれかの資格を有する者または当該年度に取得見込みの者で、次の各号のいずれかに該当している者。

- (1) 学校教育法第83条に定める大学を卒業した者または卒業見込みの者
- (2) 学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者または当該年度に授与される見込みの者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者または修了見込みの者
- (4) 日本において、文部科学大臣が指定した外国大学日本校の16年の課程を修了した者
- (5) 外国の大学等において修業年限が3年以上である課程を修了することにより、学士の学位に相当する学位を授与された者
- (6) 文部科学大臣が指定した専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることとその他の文部科学大臣が定める基準をみたす者に限る）を修了した者または当該年度に修了見込みの者
- (7) 学校教育法第102条第2項の規定により、他の大学の大学院に入学した者であって、本学大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認められた者
- (8) 本大学院が行う個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で当該年度に22歳以上の者
- (9) 短期大学、専修学校、各種専門学校を卒業している者で、かつ当該資格者として医療現場において3年以上の実務経験がある者

（入学の出願）

第11条 本大学院に入学を志願する者は、所定の書類に入学検定料を添えて、指定期日までに本大学院に提出しなければならない。

（入学者の選考）

第12条 前条の入学志願者を対象に所定の方法により選考後、研究科委員会の議を経て、学長が合格者の決定を行う。

（入学手続き及び入学許可）

第13条 前条の選考に基づき合格の通知を受けた者は、指定された期日までに所定の書類を提出するとともに、所定の学生納付金を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続きを完了した者について、入学を許可する。

(再入学)

第 14 条 正当な事由で退学した者が再入学を願い出たときは、選考のうえ再入学を許可することができる。

2 前項の規定により再入学を許可された者は、原則として、原学年に再入学させ、既に修得した授業科目及び単位数の取扱い、履修すべき授業科目ならびに在学すべき年数については、学長が決定する。

(転入学)

第 15 条 他の大学院に在学している者が、所属大学長の許可書を添えて本大学院への転入学を願い出たときは、研究科委員会の議を経て、学長が相当と認める年次に入学を許可することができる。

2 前項の規定により入学を許可された者が、既に履修している授業科目及び単位数の取扱い修業年限ならびに在学期間については、研究科委員会の議を経て、学長が決定する。

第 4 章 転学、退学、休学、復学及び除籍

(転学)

第 16 条 他の大学の大学院に転学しようとする者は、転学願を提出して、学長の許可を受けなければならない。

(退学)

第 17 条 疾病その他の理由により退学しようとする者は、所定の退学願を提出し、学長の許可を受けなければならない。

(休学)

第 18 条 疾病その他の理由により 2 か月以上修学することができない者は、医師の診断書（疾病の場合は必須）及びその理由を記載した書類を添付し、所定の休学願を学長に提出して許可を受けなければならない。

2 学長は、疾病のため修学することが適当でないと認められた者に対して休学を命ずることができる。

(休学期間)

第 19 条 休学期間は 1 年以内とする。但し、特別な理由がある場合、学長は 1 年を限度として休学期間の延長を認めることができる。

2 休学期間は、通算して 2 年を超えることはできない。

3 休学期間は、第 5 条に規定する在学期間に算入しない。

(復学)

第 20 条 休学期間中にその理由が消滅した場合には、学長の許可を得て復学することができる。

2 疾病のため休学した者が復学しようとするときは、医師の診断書を添付して願い出なければならない。

(除籍)

第 21 条 次の各号のいずれかに該当する者は、研究科委員会の議を経て学長が除籍する。

- (1) 第 5 条に定める在学期間を超えた者
- (2) 第 20 条第 2 項に定める休学期間を超えてなお復学できない者
- (3) 授業料等の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (4) 死亡した者または長期間にわたり行方不明の者
- (5) その他、成業の見込みがない者

第 5 章 教育方法及び教育課程等

(教育方法)

第 22 条 本大学院の教育は、授業科目の授業及び修士論文の作成等に対する研究指導（以下「研究指導」という。）によって行うものとする。

(教育方法の特例)

第 23 条 本大学院は、教育研究上特別の必要があると認められる場合には、夜間及びその他特定の時間または時期において、授業または研究指導を行う等により教育を行うことができる。

2 本大学院は、一部の授業科目について、多様なメディアを高度に利用して、授業を教室以外の場所で行うことができる。

(授業科目及び単位数)

第 24 条 本大学院が設置する授業科目、単位数及び履修方法等は、別表 2 のとおりとする。

(単位の計算方法)

第 25 条 授業科目の単位数は、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、次の基準により算定するものとする。

(1) 講義については、15 時間をもって 1 単位とする。

(2) 演習については、30 時間をもって 1 単位とする。

(3) 実験、実習及び実技については、30 時間から 45 時間をもって 1 単位とする。

(単位の認定)

第 26 条 授業科目を履修し、試験等の審査の総合評価により合格した者には、所定の単位を与えるものとする。

(成績の評価)

第 27 条 成績の評価は、秀・優・良・可・不可の 5 種とし、可以上を合格とする。

2 修士論文及び最終試験の評価は、合格・不合格とする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第 28 条 本大学院において教育研究上有益と認めるときは、他の大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修により修得した単位を含む）を 10 単位を限度として、本大学院において履修した単位として認定したものとみなすことができる。

第 6 章 学修の評価及び課程の修了の認定

(修士課程の修了要件)

第 29 条 修士課程の修了要件は、大学院に 2 年以上在籍し、所定の科目について 30 単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けたうえ、修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。

(課程修了の認定)

第 30 条 本大学院修士課程修了の認定は、2 年以上在籍し、30 単位以上を修得し、かつ必要な研究指導修士論文の審査及び最終試験の結果により、研究科委員会の議を経て、学長が行う。

(学位の授与)

第 31 条 修士課程を修了した者には、修士（保健医療学）の学位を授与する。

第 7 章 入学検定料、入学金及び授業料等

(入学検定料)

第 32 条 本大学院に入学を志願する者は、入学検定料として別表 3 に定める金額を納めなければならない。

(入学金、授業料等)

第 33 条 本大学院に入学を許可された者は、入学金及び授業料等として別表 3 に定める金額を所定の期日までに納めなければならない。

2 授業料は、年額を3月、8月の2期に分けて納めることができる。

(授業料の免除・猶予)

第34条 前条の規定にかかわらず、経済的理由により授業料の納付が困難であると認められ、かつ学業優秀と認められる者、またはその他やむを得ない事情があると認められる者については、授業料の全部もしくは一部の納付を免除し、またはその徴収を猶予することができる。

(休学の場合の授業料・在籍料)

第35条 前期または後期中途中で休学した者は、休学した当該期の授業料の全額を納入するものとする。

2 休学が前期または後期の全期間にわたる者は、授業料の代わりに別表3に定める在籍料を納付するものとする。

(退学等の場合の授業料)

第36条 退学、転学、停学または除籍の場合においては、その日(停学の場合は、停学となった日の前日及び停学の解除された日)の属する当該期の授業料を納めなければならない。

(入学検定料等の不還付)

第37条 既に納入した入学検定料、入学金、授業料及び在籍料は還付しない。

第8章 賞 罰

(表 彰)

第38条 学生として表彰に値する行為があった者は、研究科委員会の議を経て、学長が表彰することができる。

(懲 戒)

第39条 本大学院の規則に違反し、または学生としての本分に反する行為をした者は、研究科委員会の議を経て、学長が懲戒することができる。

2 前項の懲戒の種類は、退学、停学及び戒告とする。

3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行うことができる。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学業を怠り卒業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当な理由がなくて出席が常でない者
- (4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者
- (5) 本大学院の名誉を著しく毀損した者
- (6) その他、本大学院に在学させることが不適当と認められる者

第9章 運営組織

(教職員)

第40条 本大学院に、教授、准教授、講師、助教、事務職員及びその他の職員を置くことができる。

(研究科長)

第41条 研究科に研究科長を置く。

2 研究科長は、当該研究科に関する校務をつかさどる。

(研究科委員会)

第42条 本大学院に、保健医療学研究科委員会(以下「研究科委員会」という。)を置く。

2 研究科委員会に関する必要な事項は、別に定める。

第10章 雑 則

(準 用)

第43条 本大学院学則に定めるもののほか、本大学院における教育研究活動等に関し必要な事項は、本学の諸規程を準用する。

(細 則)

第44条 本大学院学則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

(改 廃)

第45条 本大学院学則の改廃は、学長が研究科委員会に意見を求め、理事会の議を経て、理事長が行う。

附 則

本大学院学則は、令和6年4月1日から施行する。

別表1（第5条関係）

大学院 長期履修制度について

1. 長期履修制度

- (1) 長期履修制度とは、学生が職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり、計画的に教育課程を履修し修了を希望する場合に、その計画的な履修を認める制度。

2. 対象者の認定

- (1) 有職者、出産、育児、介護、その他のやむを得ない事情により、標準修業年限での修業が困難であることが要件。
- (2) 対象者の認定は、研究科委員会の議を経て、学長が行う。

3. 長期履修期間及び在学可能期間

【標準修業年限】 2年

【長期履修期間】 3年または4年

【在学可能期間】 4年

（注1）在学可能期間の範囲内で、1年単位で長期履修期間を定めることができる。

（注2）休学の期間は、上記期間に含まれない。

（注3）長期履修の有無にかかわらず、在学可能期間内に修了することができない場合、除籍の対象となる。

4. 長期履修期間の変更

- (1) 長期履修期間中に、やむを得ない事情により対象者から長期履修期間の変更（短縮又は延長）の申し出がなされた場合、研究科委員会の議を経て、学長が認定する。

5. 授業料

- (1) 標準修業年限分の授業料に相当する額を、長期履修期間に応じて分割納付する。

（注）授業料年額＝当該研究科の授業料年額×標準修業年限÷許可された長期履修期間の年数

（10円未満の端数がある場合は、これを切り上げる。）

- (2) 長期履修期間の変更が認められた場合、変更内容に応じて分割納付する。

（注）授業料年額＝（当該研究科の授業料年額×標準修業年限－既に納付した授業料の総額）÷変更後の長期履修期間の年数

（10円未満の端数がある場合は、これを切り上げる。）

別表2（第24条関係）

大学院保健医療学研究科 保健医療学専攻

科目区分	授業科目名	単位数		配当年次（○講義 ●演習）			
		必修	選択	1年前期	1年後期	2年前期	2年後期
共通科目	専門職連携論	2		○			
	保健医療学研究方法論	2		○			
	医療倫理学		2	○			
	保健医療統計学		2	○			
	保健医療学教育論		2	○			
	生涯発達心理学		2	○			
	公衆衛生と疫学		2	○			
専門支持科目	保健医療学特論	2		○			
	健康科学管理学特論		2		○		
	高齢者看護学特論		2		○		
	地域・在宅看護学特論		2		○		
	生活機能リハビリテーション学特論		2		○		
	神経機能リハビリテーション学特論		2		○		
	病態腫瘍学特論		2		○		
	画像診断技術学特論		2		○		
	生化学特論		2		○		
	分子生物学特論		2		○		
	医療磁気計測工学特論		2		○		
	医用画像工学特論		2		○		
専門科目	高齢者療養支援領域	高齢者看護支援学特論	2		○		
		高齢者看護支援学特論演習	2			●	
		高齢者生活機能支援学特論	2		○		
		高齢者生活機能支援学特論演習	2			●	
		特別研究（高齢者看護支援学）	8	●			
		特別研究（高齢者生活機能支援学）	8	●			
	診断技術領域	病態情報医科学特論	2		○		
		病態情報医科学特論演習	2			●	
		生命情報医科学特論	2		○		
		生命情報医科学特論演習	2			●	
		磁気共鳴医工学特論	2		○		
		磁気共鳴医工学特論演習	2			●	
		特別研究（病態情報医科学）	8	●			
		特別研究（生命情報医科学）	8	●			
		特別研究（磁気共鳴医工学）	8	●			
	合計（34科目）		6	92	講義：24科目 演習：10科目		

別表3（第32・33・35条関係）

大学院 入学検定料、入学金、学費等の納付額関係

1. 入学検定料

30,000円

2. 入学金、授業料

（単位：円）

研究科名 専攻名	学 年	入学金	授業料	合 計
保健医療学研究科	1 年次	200,000	800,000	1,000,000
保健医療学専攻	2 年次	－	800,000	800,000

（注）本大学の卒業生は、入学金を全額免除とする。

3. 在籍料

50,000円（学期毎）

日本医療大学大学院長期履修規程

(令和6年4月1日制定)

(趣 旨)

第1条 日本医療大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第5条の規定に基づき、長期にわたる教育課程の履修（以下「長期履修」という。）の取扱いに関して必要な事項を定める。

(対象学生)

第2条 長期履修を申し出ることができるものは、次の各号のいずれかに該当する者で、標準修業年限内で就学が困難な事情にある者とする。

- (1) 職業を有し、就業している者
- (2) 家事、育児、介護等に従事している者
- (3) その他相当の理由があると認められる者

(長期履修の期間)

第3条 長期履修の期間は、大学院学則第5条の定めによる。

(在学期間)

第4条 長期履修を認められた者の在学期間は、大学院学則第5条の定めによる。

(休学期間)

第5条 長期履修を認められた者の休学期間は、大学院学則第19条の定めによる。

(手続き)

第6条 長期履修を希望する者は、保健医療学研究科が定める期日までに、別紙の申請（様式1）により当該研究科長に申し出るものとする。

2 当該研究科長は、前項の申し出があったとき研究科委員会の議を経て、学長が長期履修の可否を決定する。

(長期履修期間の変更)

第7条 長期履修期間を短縮、延長または取り止めようとする場合は、所定の期日までに別紙申請証（様式2）により当該研究科長に申し出るものとする。

2 当該研究科長は、前項の申し出があったとき研究科委員会の議を経て、学長が長期履修の変更を決定する。

(授業料)

第8条 長期履修を認められた者に係る授業料は、大学院学則第33条の定めによる。

(大学院学則の準用)

第9条 この規程の定めるもののほか、大学院学則を準用する。また、その他の長期履修に関し必要な事項は研究科委員会で定める。

(改 廃)

第10条 この規程の改廃は、研究科委員会の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行し、令和6年度入学生から適用する。